

○消防庁告示第 号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第五十八条の十四第三項の規定に基づき、危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目（昭和六十二年消防庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

消防庁長官 原 邦彰

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一 講習の種別 一 講習は、危険物取扱者が危険物の取扱作業に従事する製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の態様に応じ、次のとおり種別を設けて実施するものとする。ただし、都道府県知事（総務大臣が指定する市町村長その他の機関を含む。第四において同じ。）は、（三）の種別については、さらにこれを区分して実施することができる。 〔（一）～（三） 略〕 〔二 略〕 第三 講習修了証明 一 課程を修了した者に対しては、危険物取扱者免状にその旨を記載し、又は修了証を発行するものとする。 二 修了証の様式は、別記様式のとおりとする。 第四 〔略〕	第一 〔同上〕 一 講習は、危険物取扱者が危険物の取扱作業に従事する製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の態様に応じ、次のとおり種別を設けて実施するものとする。ただし、都道府県知事は、（三）の種別については、さらにこれを区分して実施することができる。 〔（一）～（三） 同上〕 〔二 同上〕 〔新設〕 第三 〔同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第3関係）

85mm 以下

54mm 以下

修了証
氏名

あなたは危険物取扱者保安講習の以下の講習区分について、講習の課程を修了されました。
よってこれを証します。
この修了証は、危険物取扱者免状と一緒に保持してください。

講習区分：
年 月 日

都道府県知事
（指定講習機関）

印
印

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第三第二号の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。